

傍聴される方へのお願い

尼崎市議会を傍聴される際の主な禁止事項は以下のとおりです。



写真、動画の
撮影・録音



大声、拍手



携帯電話・タブ
レット等の使用



鉢巻、腕章、
帽子等の着用



酒気を帯びている
状態での傍聴



危険物の持ち込み



喫煙



笛、ラッパその他の
楽器類及びプラカー
ドの持込み



飲食

※議長、委員長、係員等の指示に従ってください。
(従わない場合、退場を命じられることがあります。)

尼崎市議会傍聴規則（抜粋）

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 次に掲げる者が会議を傍聴しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- (1) 児童
- (2) 児童又は乳幼児を伴っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしないこと。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

尼崎市議会委員会等傍聴取扱要綱（抜粋）

(傍聴の手続)

第4 傍聴の申し込みは、審査日ごとに、委員会等の招集時刻の15分前までに、所定の場所で傍聴申込書に住所、氏名及び傍聴を希望する事件を記入することによって行うものとする。

2 傍聴の申し込み者数が、別に定める各委員会室等の定員を超える場合は、申し込み者間の協議又は抽選で傍聴者を決定する。

3 招集時刻の15分前以降の傍聴申し込み者については、定員の範囲内において、先着順に傍聴できるものとする。

4 傍聴者は、傍聴を希望する事件の審査が終了した後は、速やかに退席するものとする。

5 報道関係者（市政記者）の傍聴については、従前の例によるものとする。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長等の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第6 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

尼崎市議会 議会運営委員会確認事項（抜粋）

2 傍聴人

携帯電話やタブレットなどの情報通信機器については、音を発しない措置を講じ、議場や委員会室等で使用しないこととする。